

○内閣府告示第五十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年三月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○内閣府告示第五十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第三号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年三月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 関西圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 関西圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業及び課税の特例措置活用事業